

JCM エコリース事業の概要

JCM エコリース事業は、基本 JCM 設備補助事業の交付規程に遵守しますが、以下の点に関して JCM 設備補助事業とは異なります。

1. 補助金額

- JCM エコリース事業の補助金総額は 5 ヶ年で原則 5 億円以下を目安とする。

2. 対象国

- JCM 締結国（2026/4/17 時点 32 か国）とする。

3. 形態

- リース
 - ・クロスボーダー延払は所有権がリース会社にないため除外する。
 - ・日本国法人のリース企業が代表事業者となり、事業の実施責任を負う。

4. 補助率

- リース料の総額に対して 10%以下とする。
- 再リースおよび残価は補助対象外とする。

5. MRV 期間

- JCM 設備補助事業の法定耐用年数に変わりリース期間とする。

6. リース期間

- 5 年（原則 5 年とするが、5 年を超える場合も提案は可能。）

7. 補助対象範囲

- CO2 削減に直接寄与する設備費相当分のみとする。
- JCM 設備補助事業における補助対象の基準に準じる。
- 補助金の交付額はリース料（補助対象経費＋金利）に補助率を乗じた金額とする。

8. 補助金支払

- 事業完了後にセンターによる確定検査後に精算払いを行う。原則、概算払いは実施しない。
リース契約が複数ある場合には、契約ごとに設備導入完了時に概算払いを行うことができる。

9. 対象技術と機器・設備の選定基準

- 補助対象技術分野：当該国で JCM 方法論が承認されている、あるいは採択実績がある技術分野を基本とする。（応募相談等にてご相談ください。）
- 適格性要件：上記の方法論に定められた適格性要件を満たすこと。

- 対象機器・設備：これまでの JCM 設備補助事業の採択実績等を勘案しセンターが適当と認めたものとする。

10. 直近 3 期分の経理状況を示す資料

- 代表事業者のみ経理状況資料の提出を義務付け、共同事業者の経理状況資料の提出は不要とする。

11. JCM エコリース事業関連書類の提出

- 応募時にリース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）を提出すること。

12. 交付規程案および公募要領案

- JCM 設備補助事業の交付規程および公募要領に JCM エコリース事業を追記したのでそれらを参照のこと。

以上